

不干渉政策の決定過程(二)・完

——ブルム内閣とスペイン内戦——

渡
邊
和
行

目次

- 一 はじめに
- 二 政策決定の機関
 - (一) 首相と外相
 - (1) ブルム
 - (2) デルボス
 - (二) 内閣
 - (三) 外務省
 - (四) 議会
 - (五) 軍部(以上前号)
- 三 政策決定の過程
 - (一) 第一期 七月二〇日—二四日
 - (二) 第二期 七月二五日—三一日
 - (三) 第三期 八月一日—八日
 - (四) 第四期 八月九日以降
- 四 おわりに(以上本号)

三 政策決定の過程

七月二〇日から八月にかけて、ブルムとその政府は次の四段階を踏んで不干涉政策を決議し実施するにいたった。

- (一) 七月二〇日―二四日 心情的にも実際的にも援助を考えていた時期。
 - (二) 七月二五日―三一日 心情的には援助、実際的には中立と一步後退し不干涉を消極的に承認する時期。
 - (三) 八月一日―八日 不干涉政策が国際的に提起され閣内の援助派が押し切られる時期。ブルムは逡巡しつつもこの過程を容認。実際に武器が引渡された時期でもある。
 - (四) 八月九日以降 不干涉政策を積極的に承認し擁護する時期。⁽¹⁾
- それではこれらの時期をクロノロジックに追い、内閣の意思がいかなるメカニズムで決定されていたのかを検討しよう。⁽²⁾

(1) 一九三七年五月からの「緩和された不干涉 *la non-intervention relâchée*」の時期を加えれば、五段階となる。しかしこの第五期の武器供給は秘密裏に行なわれ、公的な態度たる絶対中立に変更はなかった。なおゴンバンは(1)七月二〇日―八月八日、(2)八月九日―十二月、(3)三六年十二月―三八年六月の三期に区分している。Richard Gombin, *Les socialistes et la guerre* (Paris, 1970), pp. 213-214.

(2) 不干涉政策のクロノロジ―について研究書やメモワール類にも細部に関しては、多くの誤りが見うけられる。従って以下において、できる限り一次資料に基づき日時や発言の内容を確定してゆきたい。

(一) 第一期 七月二〇日—二四日

フランコ將軍の軍事反乱 *pronunciamento* に直面したスペイン共和国首相ホセ・ヒラール José Giral は、七月二〇日、ブルム首相に武器の援助を要請した。⁽¹⁾ この要請は外交手段によってなされず、直接ブルムに普通電報でなされた。内容の重大さとそれが普通電報で送られてきたことへの驚きを、当時の内閣官房長官 *Directeur du cabinet* であったアンドレ・ブリュメル André Blumel と内閣事務総長 *Secrétaire général du gouvernement* であったジュール・モック Jules Moch は戦後表明している。⁽²⁾ この驚きは二〇日朝、事態をブリュメルから電話で知らされたブルムも同様であった。⁽³⁾ しかしブルムは敏速に行動した。二〇日から二二日にかけて首相はデルボス外相、ダラディエ国防相兼陸相、ピエール・コット Pierre Cot 空相ら関係閣僚と協議し、スペイン共和政府のアピールに好意的に答えることで同意をとりつけていた。⁽⁴⁾ それは次の理由に基づいていた。スペイン共和政府は合法かつ正統政府でありその政府の要請に応ずることは正当であるという国際法上の理由、スペイン共和政府はフランスの友好国でありともに人民戦線を標榜する政府であるというイデオロギー的理由、ピレネー国境にファシズムに好意的政権が樹立されるのを阻止するという安全保障上の理由、一九三五年一二月に締結された仏西通商条約の適用という合法的理由であった。⁽⁵⁾ もっともこれら閣僚の反応は同一ではなく、コット空相は全面支持、ダラディエ陸相とデルボス外相にはややためらいが見られた。⁽⁶⁾ しかしスペインに送る武器を検討するために、空軍についてはコットが陸軍についてはダラディエが責任者となつて作業を進めることとされた。⁽⁷⁾

ところで二一日午前一一時からエリゼ宮で閣僚會議 *Conseil des ministres* が開かれていた。⁽⁸⁾ 會議は一二時三〇分まで続けられ、その大部分はデルボス外相が説明した外交問題の検討にあてられた。外相はきたるロンドンでの英・仏・

ベルギー三国会談、七月一日の独墺協定、ダンツィヒ問題、スペイン問題、モンルー Montreux 会議について説明した。スペイン問題について何が審議されたのかつまびらかにしえないが、援助問題はこの場では論じられなかったようである。なぜブルムは援助の要請があったことを伏せたのであろうか。おそらく意図的に伏せたというより、むしろ単なる技術上の問題のためであったと思われる。つまりスペイン共和政府から必要とされる武器とその数について、正式の要請がまだ届けられていなかったからであろう。それにブルムと関係閣僚との意思統一がまだ図られていなかったことも考えられる。従って援助問題が争点でなかった以上、この閣議でのスペイン問題の取り扱いは二次的であった。スペインの状況に関する情報不足に加え、問題の重要度からしてロンドン会談に臨むフランス政府の立場の確認と、成功裏に終わったモンルー会議の詳細の報告の方に時間が多くさかれたことは想像にかたくないからである。

ともあれ少なくとも二二日までは、関係閣僚の意思統一がなされたようである。それは次の四つの事実によって裏付けられる。第一にデルボス外相が二二日午後三時にロンドンへ出発したこと、⁽⁹⁾ 第二に同日パリ駐在スペイン大使ファン・デ・カルデナス Juan de Cardenas がブルムを訪問し、外交ルートを通じて正式に武器の援助を要請したが、ブルムはこの要求に同意を与えていたこと、⁽¹⁰⁾ 第三に二三日コット空相が外務省に電話をし、スペイン共和政府から注文のあった武器の引渡しを開始する意図を表明し、この行動については首相と外相の賛成を得ていると語ったこと、⁽¹¹⁾ 第四にパリ駐在ドイツ大使のヴィルヘルムシュトラッセ Wilhelmstrabe への二三日付け通信であり、その中で大使はフランス政府がスペイン共和政府に軍需品を供給する決定をしたと報告していることである。⁽¹²⁾

以上のようにブルムはスペイン共和国の要請に答える意思をもつて、二三日ロンドンへ発ちデルボスらと合流した。⁽¹³⁾ このロンドン三国会談は本来、ラインランド事件後のヨーロッパの状況を再検討し新たなロカルノ体制を再建することを目的としていた。『ル・タン』はもつとはつきりとこの会談を「平和を救ううえでこれまでになく不可欠となった仏英

協調の目的と方法を明確にしうる」会談と位置づけていた。⁽¹⁴⁾ 従ってスペイン問題は正式の協議事項ではなく、会議では取りあげられなかった。このことはフランスの外交文書に明らかである。⁽¹⁵⁾ しかしイギリス政府の考えは非公式にしかも個人的に、フランス側に伝えられたようである。ロンドン駐在フランス大使シャルル・コルバンはブルムとデルボスに、共和スペインを援助することは「当地ではただちに共産主義に同調的と判断される」と語り、イギリス政府の否定的空気を伝えていた。⁽¹⁶⁾ また戦後の議会調査委員会でブルムは、ペルティナックス *Pertinax* とイーデン外相の行動について言及している。⁽¹⁷⁾ 『レコー・ド・パリ』 *L'Echo de Paris* の外交記者ペルティナックスは、ロンドンに逗留中のブルムに「スペインに武器を供給すること」は「当地では良く思われていない」と告げていた。イーデン外相もブルムが帰国する直前に、ブルムの投宿先のホテルを訪ねていた。スペイン共和派に武器を与えるブルムの意思を確認してイーデンは述べた。「それはあなた方の問題だ。しかし私はあなたにひとつだけお題にする。どうか慎重に。⁽¹⁸⁾」

従来このロンドン三国会談は、イギリス政府からフランス政府に圧力が行使された第一のケースであったとされてきた。今日のこの会談について言うことは、議事録からも明らかかなように公式の場ではそのような事実はないということである。しかしこのことは午餐会など非公式の場で、スペイン問題が議論されたことを否定するものではない。詳細は不明であるが非公式の接触を通じて、フランス代表はスペイン問題についてイギリス政府の冷淡な態度を確認したようである。⁽¹⁹⁾ しかしイギリス保守党政府のこのような態度は、イギリスとスペインの経済関係⁽²⁰⁾ からして当然予測しえたことであって、ことさらフランス政府を落胆させたとは言いがたい。ブルムが唯一言及したイーデン外相の忠告も、イギリス政府の最後通牒と断言しえない。従って不干涉政策の決定にイギリス政府の圧力が行使された主張することはできないのである。ブルムの援助の意思に変化が生ずるのは、後述するように帰国後国内の反対に直面してからのことであって、イーデンの忠告が直接の理由ではないからである。

ただしこの会談の結果、止目すべき二つの事柄が生じた。ひとつは訪英がデルボス外相に与えた影響である。二一日にブルムとデルボスはスペイン共和国の要請に答えることを確認しあつて⁽²¹⁾いた。帰国間際のブルムとイーデンとの対話からも窺えるように、ブルムの援助の意思に変化はなかつた。しかるにデルボスはイギリス政府の冷淡な態度に影響され慎重さを示し始めていた。タブイによれば、デルボスは「われわれはイギリスとの協力とスペイン共和国への支持との間で選択せねばならない」とか、「共和スペインへの同情的態度によつてわれわれを危険に晒すこと」への不安を語つていた⁽²²⁾という。これまで看過されがちであつたが、訪英が大きな印象を与えたのはブルムにではなくてデルボスにであつた。デルボスにとつてロンドンでのイギリス政府との接触は、転換点を画したと言いうるのである。

他のひとつは会議のコミュニケに表明された精神である。最終コミュニケによれば、三国は「ある普遍的規則 *règlement général* によつてヨーロッパの平和を強固にすること」で一致をみていたが、同時に「対立ブロックへのヨーロッパの分割ほどこのような普遍的規則への希望に有害なものはない」⁽²³⁾ことでも一致を表明していた。つまりロンドン三国会談は何よりも「ヨーロッパの平和」を確保するためのものであつた。ブルムも会議の席上、「フランス政府は平和の普遍的規則の起草に全力を傾ける」と決意表明をして⁽²⁴⁾いた。フランスは自己をこの宣言の一員とすること、自縄自縛に陥り、スペイン問題に関する政策の選択肢をますます狭めてゆくこととなつたのである。なぜならこの時期「ヨーロッパの対立ブロックへの分裂」が最も喧伝されたのは、スペイン共和国への援助問題が争点となつたときであつたからである。

フランス政府首脳を訪英はスペイン問題に関しては成果をあげなかつたが、良好な仏英関係を築くうえで成功した。両国はヨーロッパの平和を確保するという原理で一致したのみならず、両国首脳の個人的関係においても成功したのである。このロンドン会談は、ブルム内閣にとつて初の仏英サミットであつた。社会主義者ブルムはその洗練さ

れた知性と穏健な思想ゆえに、イーデン外相、ボールドウィン首相ら保守党の領袖にも好印象を与え、社会党政権に(25)対するイギリス政府の不安を解消するのに貢献していたのである。英仏海峡に架けられた橋を、フランスは敢えて破壊しうるであろうか。

二四日夕刻、ブルムら一行は帰国の途につき、パリの政界が援助問題をめぐって騒然としているのを知った。共和スペインへの援助は内密に運ぶこととされていたが、スペイン大使館の陸軍武官によってフランスの右翼紙に漏洩されていた。『レコー・ド・パリ』や『ラクシオン・フランセーズ』『Action Française』などは、援助問題を暴露しセンセーショナルを惹き起こしていたのである。(26)

ル・ブルジェ Le Bourget 空港に着いたブルムを出迎えたのは、急進党のカミーユ・シヨータン国務大臣であった。

二三日―二四日にかけてシヨータンは両院の議長や大統領と個別に会談し、武器供給問題に対するかれらの不安を知らされていた。空港で首相を待ち受けていたのも大統領の要望があったためという。(27)シヨータンの口からブルムは、不在中にパリで生じた「騒動 emotion」の次第を知らされた。(28)シヨータンの考えはモックへのかれの電話に明らかのように、「われわれは抜き差しならぬ状況に係わるべきでない」というものであった。(29)シヨータンは閣内で不干涉の闘士として積極的に行動するであろう。

帰国してすぐにブルムは両院の議長と会い、かれらに意見を求めた。(30)上院議長ジュール・ジャンヌネー Jules Jannenezy は「スペイン問題のために戦争に導かれる」ことに反対し、「フランスの直接即時の安全に係わる」(31)三月七日にわれわれはためらい譲歩したのに「どうしてスペインのために行動するのか「誰も理解しえない」と激しく非難した。そして「介入することでヨーロッパ紛争が惹起してもイギリスは、われわれに従わないと確信している」と付け加えた。エドアール・エリオ下院議長の考えも同様であった。ブルムはエリオを説得することで、急進党内の意見を変え

させようと試みた。しかし逆にエリオから「お願いだ。きみ、それに首を突っ込まないでくれたまえ」と諭される始末であった。ブルムがエリオに外相を要請したことから窺知しうるように、信頼していたエリオのこの言葉はブルムに重くのしかかったはずである。

ドラディエ陸相も二四日、上院の廊下で共和連合「Union Républicaine」の総裁から軍需品の引渡し問題を糺されていた。陸相は「それはわたしの管轄ではない」とかわすのが精一杯であった。⁽³²⁾

この間デルボスは武器供給に反対する急進党のリーダーと話し合いをもち、介入政策の困難さを痛感していた。⁽³³⁾既にデルボスはロンドン滞在中の二三日、ケー・ドルセーから送られてきた至急極秘電報によって上院外交委員会の雰囲気を知らされていた。委員長のアンリ・ペランジェは軍需品引渡しのニュースに驚き、そのニュースが公式に否認されることを外務省に要求してきていたのである。⁽³⁴⁾デルボスがロンドンで吸ってきた空気は、パリに帰ってかれの体内で膨張し始めた。この空気は二四日深夜にブルムの私邸で開かれた関係閣僚会議の場で、吐露されるであろう。

この会議は漏洩という新たな状況のもとで、援助問題を協議すべく召集されたものであった。⁽³⁵⁾ 参集した大臣はコックト空相、デルボス外相、ドラディエ陸相、それに蔵相のヴァンサン・オリオール Vincent Auriol (社会党) であった。スペインからの使者フェルナンド・デ・ロス・リオス Fernando de Los Rios も出席していた。かれはスペイン大使カルデナスや陸軍武官の辞任によって支障をきたした外交活動を立て直し、武器購入問題を円滑に運ぶためにスペイン政府から派遣されてきたのであった。⁽³⁶⁾ デ・ロス・リオスはスペインの状況と共和スペインがフランスに対して持つ意味を説明した。会議ではスペインに武器を供給する可能性や、スペイン共和国が存続することの戦略的重要性が論じられた。マドリッド政府を援助することに反対はなく、マドリッド政府への軍需品の売却は技術的問題とされた。しかし四人の大臣の中でデルボスのみためらいを示した。外相は飛行機がフランス人パイロットの手によって引渡さ

れることに反対し、国際世論を刺激しないように配慮し慎重に行動することを繰り返した。このためブルムはメキシコといった共和スペインに好意的な第三国を経由して、軍需品を送る方法を提案した。この問題を協議するために明日、臨時閣僚会議を召集することも決定された。深更の会議はスペインを援助する意思を確認して散会したのである。さてスペイン共和政府からの援助要請が正式の外交ルートを通じてなされたのは、前述したように二二日であった。この日スペイン大使がブルムを訪れ、武器の要求品目を手渡していた。パリのスペイン大使館からデルボス外相宛てにそれが提出されたのは、二四日のお昼であった。⁽³⁷⁾ ケー・ドルセーに提出されたのは、ケー・ドルセーが武器輸出の認可権を持っていたからである。ところがケー・ドルセーは二四日、次のコミュニケを発表しスペイン共和政府の要求を黙止したのである。「外国からいかなる武器の引渡し要求も外務省に提出されていない。ケー・ドルセーと協議することなく外国に武器が引渡されることはありえない。」⁽³⁸⁾ このコミュニケには二つの意味があったと思われる。第一にコミュニケは、右翼紙の煽動によって騒然となった政界を鎮静化する目的をもって発せられた。第二にコミュニケは武器輸出問題はあくまでケー・ドルセーの管轄事項であり、他の政府機関による侵害を黙許しないとの意志表示でもあった。いわば首相主導のもとに進められてきた武器供給問題に対し、外務省が巻き返しを図った声明と言いうるのである。

ともあれ二四日の時点ではフランソワ・ポンセも指摘するように、首相とケー・ドルセーの間には見解の相違が存在するという印象を外部に与えていた。⁽³⁹⁾ もっともブルムらの行動は非公式なものであり、一応外務省のコミュニケが政府の公式声明の資格を有していた。このような政府内の見解の相違は早急に修正されねばならないであろう。

(1) 「軍部クーデタの危険な企てに驚いている。兵器と飛行機とをもって即刻わが方を助けられるよう懇請する。兄弟のよしみをもつ

て。ヒラール」以上が全文である。 *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-2, p. 374. なお翻訳は H・トーマス『スペイン市民戦争 I』都築忠七訳（みすず書房、一九六三年）一八七頁を利用させていただいた。

(2) André Blumel, *La non-intervention en Espagne*, in G. Lefranc, *Histoire du front populaire*, op. cit., p. 494. 平田襄治訳「スペイン政策についての覚え書」竹内良知編『人民戦線』（平凡社、一九七三年）所収、二八六―七頁。 Jules Moch, *Rencontres avec . Léon Blum* (Paris, 1970), p.191.

(3) Blumel, op. cit., p.494. 平田訳ではこの箇所は省略されている。（あるいはルフランの著書自体が初版と第二版とでこの箇所に変更があるのかもしれない。平田氏は初版から訳出され、筆者は第二版を参照しているからである。）ブリュメルがケー・ブルボンにあるブルムの私邸に電話で電文を知らせたとき、「レオン・ブルムはわたしの話を信ずることができなかった」という。なおモックは、ブルムは二〇日登庁して事態を知らされたと記しているが、電報に関しては当事者であるブリュメルの証言を採用した。 Cf. Moch, op. cit., p. 191.

(4) ドライフォートは出所を明示せずこの関係閣僚との協議が二二日に開かれたとしているが、ブルムは二〇日から二二日の間に開かれたと述べている。現段階ではブルムの説に従うことにする。 Dreifort, *Yvon Delbos at the Quai d'Orsay*, op. cit., p. 35., *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-2, p. 375

(5) この条約により、スペイン政府は総額二〇〇〇万フランの武器弾薬をフランスで購入することが認められていた (P. Renouvin, *La politique extérieure du premier gouvernement Léon Blum*, in *Léon Blum chef de gouvernement*, op. cit., p. 330.)。やはり条約論議をするなら、モロッコでの蜂起はこの地域を軍事目的に利用しないという一九二二年の仏西両国間の条約にも違反するものであり、フランス政府は反徒の撤退を要求したという。実際には三七年一月のモロッコ事件のときにはフランス政府はこの条約に基づいて行動をなしている。(Catherine Breen, *La droite française et la guerre d'Espagne 1936-1937*, Genève 1973, p. 27,

p. 115.)°

- (9) Pierre Cot, *Témoignage* : ce que fut la «non-intervention relâchée», in *Le Monde*, 21 novembre 1975, p. 7, Moch, *op. cit.*, pp. 191-192. なおロンドンの証書はP. Cot, *Trente ans après*, in *Nouvel Observateur*, 3 août 1966. 参考の資料°
- (7) Pierre Cot, *Le procès de la République*, tome II (New York, 1944.), p. 307. 以下 *Le procès* 参照°
- (8) この証書は Le Temps, 22 juillet 1936, p. 8. なお議員の限り研究書「メモワールも含め」この日の開議に言及しているのは P.A.M. van der Esch, *Prelude to War, the International Repercussions of the Spanish Civil War 1936-1939* (Hague, 1951), p. 51. J. Bowyer Bell, *French Reaction to the Spanish Civil War July-September 1936*, in L.P. Wallace and W.C. Askew eds., *Power, Public Opinion and Diplomacy* (Durham, 1959), 275. のみである。この日の開議は重要度の点でのこの開議に劣るとはいえ、援助要請があつてから初めての開議である点で看過しない。
- (9) これまでブルムとデルボスは一緒にロンドンへ赴いたとする記述が多かったが、ブルムがロンドンへ出発したのは七月二三日午前一時である。だからこの二三日のロンドン会議において、午前の会議にはブルムは欠席し、午後の会議にのみ出席したのである。 *Le Temps*, 22 juillet 1936, p. 8., 23 juillet, p. 8., 24 juillet, p. 2. ロンドン会議の出欠については *Documents Diplomatiques Français 1932-1939, 2^e série 1936-1939*, tome III, 19 juillet-19 novembre 1936, Nos. 18-19., pp. 38-45. (以下 D.D.F. と省略。巻数も同一であるため明記しない。)
- (10) スペイン共和政府からの要求品目は次のとおりである。ポテ爆撃機二〇機、ルーベル銃一〇〇〇、薬莖一〇〇万発、機関銃五〇とその薬莖二二〇〇万発、七五ミリ砲八門とその弾薬などであった。 Cf., D.D.F., No. 25 p. 52, No. 34 p. 61.
- (11) D.D.F., No. 17 p. 37., Cot, *Témoignage*, in *Le Monde* 21 novembre 1975, p. 7., Moch, *op. cit.*, pp. 192-193.
- (12) ドイツ大使はこの情報をフランス政府の関係者から得たと報告している。 *Documents on German Foreign Policy 1918-1945*,

Series D 1937-1945, Vol. III Germany and the Spanish Civil War 1936-1939, No. 3 p. 4. (以下 D.G.F.P. と略記)

- (13) ブルムのロンドン行きについて一言する。従来パリ駐在アメリカ大使ストラウス Straus の報告に依拠して、二二日の駐英フランス大使からの電話がブルムにロンドン行きを決意させたとされていたが、ストラウス報告は信憑性に欠ける。『ロンドン・タイムズ』は既に二二日の時点でブルムが代表に任命されていたと報じているし、コットはブルム訪英は反乱勃発前に決められていたと記しているからである。David Carlton, "Eden Blum and the Origins of Non-Intervention" *Journal of Contemporary History*, op. cit., 45-46., Cot, *Le procès*, p. 308., *Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers 1936*, Vol. II Europe, No. 668, p. 448. (以下 F.R.U.S. と略記。)
- (14) *Le Temps*, 23 juillet 1936, Bulletin du Jour, p. 1
- (15) 議事録と最終コミュニケについては、D.D.F., Nos. 18-20, pp. 38-47., Dreifort, op. cit., pp. 85-88.
- (16) Geneviève Tabouis, *Vingt ans de «suspense» diplomatique* (Paris, 1958), p. 296. タブイ女史は『ルーヴル L'Œuvre』の記者である。この本は資料的には問題がなくもないが、この三名の会話は断片的にせよ直接耳にしたものゆえ、大筋においては信頼しうろと思われる。
- (17) *L'Œuvre de Léon Blum*, t.IV-2, p. 374.
- (18) イーデンはメモワールの中でこれらのことは言及していない。Anthony Eden, *The Eden Memoirs: Facing the Dictators*, op. cit., 邦訳、前掲書。
- (19) この時点ではイギリス政府はスペイン問題について公式の態度を打ち出していない。イギリス政府が対応策を初めて検討したのは、七月二七日の外交に関する内閣委員会においてであり、二日後の閣議で正式決定をなしたのである。Le Temps, 28 juillet 1936, p. 8., J. Edwards, *The British Government and the Spanish Civil War*, op. cit., p. 18.

- (20) の問題については *Ibid.*, ch. 3 Economic Aspect of British Policy が詳し。 Cf., *Survey of International Affairs 1937*, Vol. II The International Repercussions of the War in Spain 1936-7 (London, 1938), pp. 151-177.
- (21) Moch, *op. cit.*, p. 192.
- (22) Tabouis, *op. cit.*, p. 296, p. 299.
- (23) *D.D.F.*, No. 20, pp. 46-47. 最終コミュニケは次の五点を骨子としていた。(1)ヨーロッパ諸国が努力すべき主要目標は普遍的規則による平和の強化である。(2)かかる規則は関係各国の自由な協力によつてのみ得られ、かかる規則にとつて対立ブロックへのヨーロッパの分裂ほど有害なものはない。(3)ロカルノ五大会議を開催するために、働きかけ、新たな協定を交渉する。(4)三国政府は独伊を会議に参加させるために交渉にはいる。(5)この会議で進展があれば欧州の平和について他の問題も審議される。
- (24) *D.D.F.*, No. 19, p. 43.
- (25) プルムとイーデンとの友情は三六年五月から始まる。イーデンは「わたしたちの友情は、重大な意見の相違によつてもまた誤解によつてさえも、傷つけられるようなことなど滅多になかった」と述べている (*Eden, op. cit.*, p. 381. 邦訳 IV、六五—六頁)。ポール・ドゥインはプルムを「言葉の真の意味で紳士だ」と評した (*Tabouis, op. cit.*, p. 298.)。
- (26) 二三日『レコー・ド・パリ』は「フランス人民戦線はスペイン人民戦線を敢えて武装させるのか」と反対キャンペーンを展開し、『ラクシオン・フランセーズ』は「レオン・ブルムとピエール・コットの裏切り」を糾弾した。 Cited in Colton, *Léon Blum, op. cit.*, p. 237.
- (27) Letter to G. Warner from Chautemps, in G. Warner, *France and Non-Intervention in Spain July-August 1936, International Affairs*, XXXVIII No. 2, 205.
- (28) *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-2, p. 374.

- (29) Moch, *op. cit.*, p. 194. 前掲の手紙の中でショータンは、外相という主要ポストにはデルボスのような独身者を任命するのではなくて、わたしのような父親を任命すべきだ。というのはどんな状況下でもわたしは決して戦争に行かないからと介入政策を批判している。 Warner, *op. cit.*, 220.
- (30) 以下の西院議長との会見については、*L'Œuvre de Léon Blum*, t.IV-2, p. 375.
- (31) H・トーマスは同じ資料に依拠して、かく語ったのはショータンであると記している。しかしそれは誤りであり、かく語ったのは上院議長である。 H. Thomas, *The Spanish Civil War*, third ed., *op. cit.*, p. 350.
- (32) *Le Temps*, 26 juillet 1936, p. 2, 27 juillet 1936, p. 2.
- (33) *L'Œuvre de Léon Blum*, t.IV-2 p. 375.
- (34) *D.D.F.*, No.17, p. 37. なおペランジェはリセ時代からブルムと面識があった。ペランジェはポール・ヴァレリイとともに、ブルムやジードが主宰した同人誌『法螺貝 Conque』の定期投稿者であったからである (G. Fraser and T. Natanson, *Léon Blum : Man and Statesman*, New York, 1938, p. 41.)。
- (35) この会見については Cot, *Le procès*, pp. 308-309. Cot, *Témoignage*, in *Le Monde*, 21 nov. 1975, p. 7., Moch, *op. cit.*, p. 194., J. Bower Bell, *op. cit.*, 277., Dreifort, *op. cit.*, pp. 39-40.
- (36) この時期スペイン大使館において、反徒側に好意を寄せる高官の辞任があいついたのである。
- (37) *D.D.F.*, No. 25, note 3, p. 52.
- (38) *Le Temps*, 25 juillet 1936, p. 8.
- (39) *D.D.F.*, No. 28, p. 56.

(二) 第二期 七月二五日—三一日

二五日の右翼紙は武器を運ぶスペインの貨物船がマルセイユ沖に停泊した(『レコー・ド・パリ』)とか、モンデジール Mondésir 飛行場では二〇機の爆撃機が離陸体勢にある(『ラクシオン・フランセーズ』)と世論を煽っていた。⁽¹⁾

ブルムはルブラン大統領を訪問し、午後四時に臨時閣僚会議を召集することを求めた。議題を知った大統領は他国の問題に介入することに抗議し、閣僚会議を開くまでは最終的決定を行なわないように要求した。⁽²⁾

閣議後、内務大臣が発表した公式コミニケの中には、スペイン問題についての言及はなかったが、フルニエ通信社 l'Agence Fournier が次の覚書を報じていた。「フランス政府はスペインの内訌に決して介入しないことを満場一致で決議した。このテーゼはデルボス外相によって主張され、満場一致で承認された。⁽³⁾」このような閣議の決定は、翌日から二七日にかけて発せられた外相から蔵相あての電報や、外相から在外フランス外交団への通達となって実施に移された。その中で、以下の二つのことが述べられていた。正当で友好的政府に対してであれ、秩序を維持する戦いの正統性が何であれ、フランス政府は他国の内政に干渉しない。私企業によって供給される非軍用機を除き、スペインへの軍需品の輸出は禁止される。⁽⁴⁾

閣議で何が起きたのであろうか。閣議の直前ブルムはデ・ロス・リオスと会見していた。このときブルムはデ・ロス・リオスに「わたしの心は引き裂かれている」と苦悩を漏らしはしたが、「友好的スペインを援助すべきだ」という立場を「あらゆる危険を覚悟して維持する」と断言していたのであった。⁽⁵⁾ところがいざ閣議が始まるや、ブルムは強力なリーダーシップを発揮せず調停者の役に甘んじた。閣議では公式の議事録をとらないために閣議の様子を再現しえないが、コット空相によれば、真の意見の対立はなくて、介入政策に反対したのは留保や慎重さを表明した少数であったという。⁽⁶⁾しかしこの少数の中に外相が含まれていたのである。デルボスはイギリス政府の見解を説明し、シヨ

ータン國務大臣は援助に批判的な上院について語った。ジャン・ゼー Jean Zay 文相（急進黨）によれば、ショータンは閣議の直前、若手閣僚に援助政策の危険を説き、フランコ派が数週間で勝利し共和派が敗れると保証していたとい⁽⁷⁾う。空相ら援助派はピレネー国境沿いにファシズムに好意的政権が樹立されることの危険という安全保障上の理由から、介入政策を主張したが会議を制するにいたらなかった。結局、所管大臣であるデルボス外相の主張が受け入れられたのである⁽⁸⁾。

デルボスは二四日から援助政策に留保を示し始めていたが、二五日の閣議においてかれの態度を決したものは何であつたのであろうか。閣議がスペイン問題をめぐって鋭く分裂したのではないだけに、この問いは重要である。デルボスの態度を決したのは、ケー・ドルセーの意向であつたと筆者は考えている。それは以下の理由による。ロンドン会談には外務省からアレクシス・レジェ事務総長、ルネ・マシグリ政治通商局長らが出席していた。この兩名は親英家であり、仏英協調を第一と考える外交官であつた。従つてスペイン内戦が勃発したとき、かれらがまづ先に考慮したのはイギリスの世論の状態であつた。かれらはロンドン三国会談で、スペイン内戦に対するイギリス政府の反応を知つたはずである。キャメロンによれば、レジェは白色スペインと独伊英三国が提携することは何としても回避せねばならず、イギリスの中立を確保するためにはフランスがその先鞭をつけねばならないと考えていたとい⁽⁹⁾う。そこでかれらは帰国後、「武器引渡しの政治的法的範囲——政府支持の不測の諸結果」についての覚書の作成にとりかかり、二五日にまとめあげていた⁽¹⁰⁾。かれらは武器の引渡しを次の三段階に区分した。第一に武器の製造メーカーによって私的に外国政府に直接供給された場合、第二に武器製造国の政府の許可を得て私的に供給された場合、第三に武器製造国の政府によつてもしくはその政府の教唆によつて供給された場合である。第三の場合の引渡しは他国の内政干渉となり、反乱軍が外国政府、特にドイツ・イタリアから事実上の政府として承認されるや状況は即座に重大性を帯びる

であろうと結論している。

この覚書が首相らが進めてきた第三の場合を峻拒しているのは明白である。二五日の閣議は第一の場合すら否定し、民間機の輸出のみ許可したのであった。覚書作成に当ってケー・ドルセーの首脳が判断の基準としたのは、表面的には内政不干渉という国際法の論理であるが背後にあるのは政治の論理であった。外務省首脳は国際法に言う「政府の承認」が、国策の手段として政治的に行なわれる事実を考慮したのである。かれらの考えは次のようであった。ドイツから交戦団体の承認を受けた反乱軍は、戦時国際法上、交戦国と同一の権利を、即ち中央政府たる共和派と同一の権利をもつことになる。ドイツは反徒に、フランスは共和派にと武器の援助競争が繰り広げられ、仏独の緊張は高まる。そこから対立するブロックへのヨーロッパの分裂が帰結される。これではロンドン三国会談のコミュニケの精神に反することになり、新たなロカルノ体制の試みも座礁を余儀なくされる。そしてフランス政府がその責任を一身に負わねばならず、修復されたばかりの仏英関係に傷を入れることになる。ケー・ドルセーの首脳はこれを避けたかったのである。閣議の直前にケー・ドルセーに届いたフランソワ・ポンセ駐独大使の報告はこのような考えが杞憂でないことを示していた。⁽¹¹⁾かくて不干渉への第一歩は印されたのである。

二五日の閣議の決定を右翼は歓迎しはしたが、非公式に武器が送られるのではないかとなお警戒をゆるめなかった。左翼は政府の決定に不満を示し、抗議行動をおこした。イタリアがスペイン内戦に介入している事実が明らかとなつたのは、かかる緊張した空気の中であった。三〇—三一日の深夜に、ケー・ドルセーにはいった電報はフランコ支援に赴いた二機のイタリア空軍機が、フランス領モロッコに不時着したことを報告してきた。⁽¹²⁾三一日からパリの各紙もこの事件を報道した。右翼はこの事件をフランスの介入の結果だと主張し、左翼はフランスの介入がこれで正当化されると主張した。

しかし政府の不干渉の態度には、この事件の前後で根本的な変化はない。⁽¹³⁾ 二九日、ブルムは首相官邸にて左翼代表團⁽¹⁴⁾ *Délégation des gauches* の代表と会見し、スペイン問題についても話しあった。そこでもブルムは不干渉の原則に忠実な政府の決議を確認していたのである。⁽¹⁵⁾ 三〇日午前、ブルムとデルボスは上院外交委員会の聴取 *audition* を受けた。委員長の H・ペランジェが二五日に外相に出席を要請していたのである。午後にはデルボスが下院外交委員会の聴取に⁽¹⁶⁾ 応じた。この時点ではイタリア空軍機の事件について、詳細な報告はケー・ドルセーに入ってきていない。従ってブルムもデルボスもこの問題には触れず、二五日の政府の立場を繰り返して説明した。『ル・タン』が報じた委員会の審議は次のようであった。上院外交委員会では武器引渡しの際について糾された。首相と外相はその噂を絶対に否認すると宣言し、委員会から讃えられていた。下院外交委員会でもデルボスは軍需品の供給を否定した。さらに外相はスペイン人民戦線へのフランス政府の共鳴が何であれ、フランス政府はスペイン人民戦線のために介入する決定を絶対にしないと主張した。また閣内に援助を主張した大臣がいたことを認め、それが底意ある噂を呼ぶ理由となったと述べた。そして現在中立を破る国は存在しないが、もしかかる事態が惹き起こされるなら、フランス政府は国際秩序の紛糾の回避に努めつつも、完全な行動の自由をもつと付け加えたのである。⁽¹⁷⁾ 両委員会は以上のような政府の説明に満足し、フランスの安全と国際平和の擁護のために政府への誠実な協力を約束した。

外交委員会でかく宣言し、満場一致の承認を受けた政府は不干渉を撤回することにますます困難を覚えるであろう。イタリアの介入が明白となったとき、デルボス外相は一体どのような「行動の自由をもつ」というのであろうか。のちの事態は「行動の自由」が結局、自己の宣言に縛られた不自由な行動でしかなかったことを示している。

イタリア空軍機事件発覚後の三一日午後、下院本会議が開かれ、外交政策全般に関する大臣糾問 *Interpellation* が行なわれた。デルボス外相は次の演説でもって質問に答えた。⁽¹⁸⁾ デルボスはロンドン三国会談の報告から始めた。フラン

スの政策は相対立するブロックの形成を全力で妨げることであり、緊張緩和 *détente* と協調 *entente* の可能性を開くことである。フランスは他国の内政に干渉しないことを強く主張し、いかなるレジームであれすべての国との平和を欲すると、その外交精神を披瀝した。既にこの中にスペイン問題への基本姿勢が表白されているが、スペインを引き裂く内戦については次のように述べた。「スペイン政府の正統性に異論の余地はない。スペインとの友好はわれわれには国家的見地からしてことのほか貴重だ」と確認したあと、正統政府たるスペイン政府に武器を引渡さなかった理由を説明した。内政不干渉というドクトリンと、戦争に反対し平和を欲する人道的精神と、反徒に武器を供給し紛争を拡大したがっている人々に口実を与えないという現実的考慮から、武器の引渡しを控えた。それに一週間前にはイギリス・ベルギーとともに、フランスはヨーロッパにおける全般的デタントの道を切り開く意思を表明したばかりであった。イタリアの介入については、調査が進行中であるという理由から何も外相は語らなかつた。政府のこの外交政策は共産党を含む三八五票の賛成を得て承認された。

もはや政府はあと戻り不能の地点まで進んでいた。デルボス演説の基調をなしたのは、「ロカルノ協定に代わる新たな協定を交渉する」¹⁹⁾ ことであつた。従つて当然、スペイン内戦に介入することによつて新ロカルノ協定の芽を摘み取ることではできなかつたのである。ヨーロッパの二極化しかもたらさないスペイン問題より、ヨーロッパ協調の可能性を秘めた五大国会議の開催問題の方が重要度は高かつたのである。これはケー・ドルセイ首脳の考えでもあつた。一般にリスクが大きい政策を官僚は進言しないものである。それに不干渉は仏英連帯と平和を確保するというフランス外交の大きな流れに沿つたものでもあつた。この大枠の中で人民戦線政府に残された道は、列強にも厳正中立の立場をとらせることであつた。状況は国際的不干渉の共同ルールの採択に有利と思われた。

イギリス政府の公式態度は三一日に表明された。この日イギリスの下院でも外交政策について、審議が行なわれて

いた。外務次官克蘭ボーン Cranborne 卿は、ヨーロッパに对立ブロックが形成されることに反対し、スペインへの武器引渡しに反対を声明した。⁽²⁰⁾ コルバン駐英大使は三一日夕刻、ケー・ドルセーに打電してきた。「イギリス政府は半島の状況が惹き起こすおそれのある国際的反響を一層、重大と考えている。……従ってわれわれの（中立政策の）通知は歓迎された。」⁽²¹⁾ また三〇日ロンドンに滞在していたジュール・モックからも、このようなイギリス政府の態度はブルムに報告されていた。⁽²²⁾ 同じ頃ベルリンからフランソワ・ポンセ大使も報告を送ってきた。「フォン・ノイラート外相がドイツは絶対中立を守る決意であり、すべての列強も同様のことをしてほしいとドイツは考えている」と語ったというのである。⁽²³⁾ フランス下院でも三一日、ジャン・ミストレ外交委員長が同様の見解を表明していた。かれはフランス政府の不干渉の態度が、他のヨーロッパ列強によって模倣されることを希望するのである。⁽²⁴⁾ かくて八月一日閣議のお膳立てがなされたのである。ケー・ドルセーは既にこの方向で作業を進めていた。それは三一日パリ駐在イギリス大使が、本省にフランスが不干渉の共同ルールの提案をするようだと打電していることにも窺知しうるのである。⁽²⁵⁾

(1) Warner, *France and Non-Intervention in Spain, International Affairs*, op. cit., 207.

(2) Albert Lebrun, *Témoignage*, p. 244. Cited in Esch, *Prelude to War*, op. cit., p. 53. Lettre de Fernando de Los Rios au président Giral, in *Léon Blum chef de gouvernement*, op. cit., p. 408. ルブランは武器引渡しは「フランスに戦争ないし革命をもたらす」と抗議したという。

(3) *Le Temps*, 27 juillet 1936, p. 2.

(4) *D. D. F.*, Nos. 33, 34, 36., pp. 60-61, 64.

- (5) Lettre de F. de Los Rios au président Giral, *op. cit.*, p. 408.
- (9) Pierre Cot, *Le procès de la République*, t. II, pp. 310-311. ポール・バステッド商相も七月二日の閣議では干涉派が多数派であり、不干渉派はデルボス・ショータン・私の三人だけであったと証言している (Léon Blum *chef de gouvernement*, p. 361.)。
- (7) Jean Zay, *Souvenirs et Solitude*, p. 114. Cité dans Jean Lacouture, *Léon Blum* (Paris, 1977), p. 350.
- (8) ブルムは戦後、用意した武器をメキシコ経由でスペインに送る複雑な手続きを採択したと述べているが、コットはこれには触れていない。実際にはこの方法は、実行されなかったようである。L'Œuvre de Léon Blum, t. IV-2, p. 376.
- (6) E. R. Cameron, Alexis Saint-Léger Léger, in Craig and Gilbert eds., *The Diplomats*, *op. cit.*, 391.
- (10) D. D. F., No. 30, p. 58.
- (11) D. D. F., No. 28, p. 56. ドイツではフランス政府の武器引渡しは、仏独関係に紛糾をもたらす事件と考えられていた。
- (12) D. D. F., No. 46, pp. 79-80., F. R. U. S., *op. cit.*, No. 696, p. 451., D. G. F. P., *op. cit.*, No. 18, p. 17. ロット空相はただちにウナン Denain 將軍を派遣し調査に当らせた。その結果、既に内戦勃発前から介入の準備がなされていたことが明らかになった。Pierre Cot, *Le procès de la République*, t. II, p. 312. Cf., John F. Coverdale, *Italian Intervention in the Spanish Civil War* (Princeton, 1975), pp. 3-5, 66-84.
- (13) ブルムがイタリア空軍機事件に「非常な安堵」を覚えたにせよ、変化はなかったのである。L'Œuvre de Léon Blum, t. IV-2, p. 376.
- (14) 左翼代表団については拙稿「フランス人民戦線形成過程をめぐる一考察 (三)『法学論叢』一〇九巻二号(一九八一年)、六七―七〇頁。
- (15) *Le Temps*, 31 juillet 1936, p. 4.

- (16) 両院の外交委員会における聴取については *Le Temps*, 27 juillet 1936, p. 2., 31 juillet 1936, p. 8., 1^{er} août 1936, p. 4.
- (17) ブルムは上院外交委員会で、独伊によるフランコへの支援が公然となされるなら、フランス政府も行動の自由をもつと宣言したと、戦後に証言している (*L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-2, p. 376.)。確かにブルムは三〇日に、イタリア空軍機の事件を知っていた。なぜなら三〇日ロンドンでその事件を知ったジュール・モックが、ただちにブルムに電話で知らせていたからである (Jules Moch, *Rencontres avec Léon Blum*, *op. cit.*, p. 195.)。しかし『ル・タン』を見る限り、そのようなブルムの発言はない。
- (18) *Journal Officiel, Débats parlementaires, Chambre des Députés*, 31 juillet 1936, pp. 2328-2331., 2349. (以下 J. O. と略記)
- (19) *J. O.*, 31 juillet 1936, p. 2329.
- (20) *Le Temps*, 2 août 1936, p. 1, p. 2.
- (21) *D. D. F.*, No. 52, p. 93.
- (22) Jules Moch, *op. cit.*, p. 195.
- (23) *D. D. F.*, No. 53, p. 94.
- (24) *J. O.*, 31 juillet 1936, p. 2331.
- (25) M. D. Gallagher, Léon Blum and the Spanish Civil War, *Journal of Contemporary History*, VI no. 3 (1971), 61.

(三) 第三期 八月一日—八日

八月一日、エリゼ宮にて閣僚会議が開かれた。閣議の決定事項をわれわれは、閣議後のコミュニケおよび外相がローマとロンドンのフランス大使に発した訓令⁽¹⁾によって知ることができる。フランス政府は閣僚会議で、自国民の保護、スペイン難民の救済、義勇兵への対策、外国政府の介入問題、それに不干渉の共同ルールの採択などを論じた。その

際、外国の介入から生ずる有害な影響を除去することと、スペインの正統政府との良好な関係を維持することの二つが配慮された。フランス政府はスペインの混乱を短縮し、良き国際関係の維持に有害な外国の活動の展開を回避するあらゆる手段を用いることに専念した。そこでフランス政府は次の二つの決議をした。第一に「政府は不干涉の共同ルールの迅速な採択と厳格な遵守のために、主要関係政府に緊急アピールを発することを決議した。」第二の決議は武器供給問題に関するものであった。フランス政府はこれまでスペイン向けの武器の輸出を禁じてきたし、内戦勃発前に約定された契約の執行すら控えてきたと述べたあと、軍需品が反徒に供給されている事実を鑑み、不干涉の国際協定が実現されるまで、フランス政府は七月二五日の「決定の実施に評価の自由を留保」すると決議したのである。条件付きではあるが、この第二決議は七月二五日の閣議決定の撤回を意味した。この決議に従い、デルボスは三日に税関の取り扱いを七月二五日の決定前の状態に戻すよう蔵相に告げた。⁽²⁾ 外務省が許可すれば武器の輸出も再び可能となったのである。

しかし「評価の自由」はただちに「行動の自由」につながらなかった。なぜならデルボスやケー・ドルセイは第一決議を重視し、第二決議が実行に移される状況を極力回避せんとしているからである。それは以下の三つの事実によって証明されるであろう。第一に閣議後サラングロ Roger Salengro 内相(社会党)⁽³⁾が新聞に公表した声明は、イタリア空軍機事件について何ら特別の決定もなされなかったと伝えていることである。⁽³⁾ この事実は外国の介入を前にして、フランス政府が「行動の自由」の細目を定めなかったことを意味している。第二にデルボスは武器輸出を禁じた七・二五決定を実行に移すよう翌二六日に税関に通知しているのに、武器の禁輸を解いた八・一決定は二日後の三日にしか税関に通知していないのである。この事実はデルボスが武器引渡しに気のりうすであることを傍証している。第三に二日から五日にかけての切迫した仏英外交交渉である。フランス側は不干涉の共同ルールが受諾されないなら、ス

ペイン共和政府の要求を拒否しえないと再三表明している。⁽⁴⁾折しも状況の変化を見てとったパリ駐在新スペイン大使アルバロ・デ・アルボルノス Alvaro de Albornoz は四日、デルボスに武器と弾薬の要求書を直接手渡した。⁽⁵⁾反徒に武器が供給されている事実と新スペイン大使の武器要求によって、フランス政府は苦境に立たされ、一刻も早くイギリス政府から不干渉の共同ルールへの支持を取りつけたかったのである。そうすれば武器の要求を黙視することも、正当化されるからである。二日から五日の外交交渉はこのことを示している。つまり第二決議は閣内援助派への形式的譲歩であり、独伊から不干渉への支持を引き出すための圧力手段という意味しかなかったのである。もつとも第二決議は、コットやモックラによって秘密裏に実行に移された。⁽⁶⁾

ともあれ一日の閣議決定は、その日遅くローマとロンドンのフランス大使館に伝えられ、この趣旨に沿って外交交渉にはいることが訓令された。武器引渡しという政治問題は政治家の手を離れ、不干渉協定という純粹の外交交渉として職業外交官の手に任されたのである。

さて一日の政府の立場は七月三十一日には、既に決まっていたと考えて良いであろう。不干渉の共同ルールの採択に向けて国際環境が煮詰まりつつあることについては、前節の末に述べた通りである。三十一日ロンドン駐在フランス代理大使ロジェ・カンボン Roger Canbon が、イギリス外務次官補のジョージ・マウンゼー George Mounsey に仏英伊三国がスペインへの軍事援助を控える協定に達する国際会議の開催について語っていた事実も、このことを証明している。⁽⁷⁾また三十一日の下院本会議は延々と続けられ、閉会したのは一日の午前三時過ぎであり、午前一〇時には閣僚会議が開かれていたことを勘合するなら、政府の立場は下院本会議以前に決まっていたと推測されるのである。不干渉の共同ルールの提案も、おそらくケー・ドルセー首脳の手になるものであろう。レジェは不干渉を「紛争拡大に対する最良の保証」と考えていたからである。⁽⁸⁾不干渉の共同ルールの提案がイギリスではなくて、フランスのイニシア

チヴによるものであることは、この時期の仏英交渉に示されている。カンボン駐英代理大使は外相あての報告の中で、中立についてとられたイニシアチヴはフランスのものであると声明しているし、外相から代理大使あての訓令の中で、事態の緊急性のため不干涉の共同ルールについてロンドン政府と前もって一致に達する余裕がなかった旨、イギリス外相に伝えるよう求めているからである。⁽⁹⁾

それではなぜブルムは、このような外務省のプランを受け入れたのであろうか。以下の理由が考えられる。国際協調や平和を唱えるブルムにとって、不干涉の共同ルールは異論の余地ないプランである。それにもしイタリアがこの提案を拒否すれば、イタリアは国際世論の非難を浴び、イギリスはフランスにより多くの共感的態度をとるであろうし、フランス政府もスペイン共和国への援助を堂々となしうるであろう。またすべての国がフランスの提案を受諾するならば、紛争は局地化され武器援助競争が全面戦争に発展するのを防ぐことができるであろう。⁽¹⁰⁾ 以上の理念的理由と戦術的理由によつて、ブルムは外務省のプランを受け入れたのである。このプランはブルムにとってフランス外交の基本的枠組の中では、スペイン共和派のためになしうる最大限の公的措置であった。ブルムは外務省のプランを受け入れはしたものの、なおイギリスを説得することに一縷の望みを託す。この願いはダルラン海軍少将の使節となって実現された。

この使節はブルムの個人的使節であつて、陸相の賛成は得ていたが外相には知らされなかつたようである。イギリス労働党のノエル・ベーカー Noel Baker がブルムに提言したのが事の起りであつた。八月初めのある日、ベーカーはブルムの私邸を訪ねた。ブルムは訪問者に仏英両国にとつてカナリアやバレアレス諸島などの要衝が独伊の支配下にはいることの戦略上の危険を述べ、この点では海軍参謀総長ダルラン少将も同じ見解を持つてしていると付け加えた。そこでベーカーはもしダルランがイギリス海軍本部を説得しうるなら、休暇中のイギリス内閣を召集することも可能

であり、イギリス政府にスペイン問題を再考させる余地も生ずると提案したのである。ブルムはこの助言に基づき、ダルランにイギリス海軍大将チャットフィールド Chatfield と会って、スペイン問題が内包する安全保障上の危険を話し合い、内閣を召集する権限を持つモーリス・ハンキー Maurice Hankey にこの問題でチャットフィールドが働きかけてくれるように要請することを命じた。⁽¹¹⁾

ダルランとチャットフィールドの会談は五日に開かれた。⁽¹²⁾ チャットフィールドは独伊のスペイン島嶼への野心についてフランスが重要な情報を持っているなら、正規の外交ルートによって届けるべきであると述べてダルランののではなをくじいた。不干渉の問題については次のように語った。「イギリス内閣は唯一の解決策はスペイン内戦への不干渉であると考えている。この点ではパリとロンドンのテーゼは同一である。」かく語ってチャットフィールドは、ハンキーへの働きかけの要請を丁重に断つたのである。ダルランの使節は失敗し、フランスはイギリスの内戦不介入の意思の強固さを再確認する結果となった。この失敗はブルムを失望させ、ブルムに孤立感を抱かせた。⁽¹³⁾ しかし会談でのダルランの言動はブルムの期待に反し消極的なものであった。ダルランはスペイン共和派への支援を強力に要請するのではなく、「共産主義の勝利は一層望ましくない」と述べたり、「人民戦線とナシヨナリストの間を仲裁」する希望を第三者的に表明したり、自己の使節の役割を「単なる情報使節」にとどめるなど、過小にイギリス側に伝えているからである。ブルムはダルラン使節の失敗が八日の閣僚会議の決定に、かなりの影響を及ぼしたと語っている。⁽¹⁴⁾ しかし外務省に提出された会談の報告書を見る限り、イギリスが一方的不干渉をフランスに強要した事実は見当らない。圧力説の第二の根拠も崩れた。

一日の閣議でも会議を制したのはデルボス外相の発言であった。かれはイギリス政府の立場を説明し、仏英友好の名で中立を求めた。⁽¹⁵⁾ この後デルボスは外交交渉に全力を傾注し、一心不乱に不干渉の共同ルールの採択に邁進する。

ブルムの躊躇と対照的である。二日、デルボスは故郷サルラ Sarlat の町の祝賀集会 Banquet に出席し、不干涉の動機を語っていた。デルボスは過去二カ月の外交活動をふり返って次のように述べた。外相はフランスが国際連盟の活動を通じて追求してきた世界平和とフランスの安全の確保という二本柱を提示したあとで、「仏英協調が戦争に対する最良の障壁」であることを訴えた。そして不干涉のモチーフを吐露するのである。「いかなる口実であれ、われわれが戦争の危険を冒すことを望まないように、われわれはある国の内政に巻き込まれたいくない。ヨーロッパに……：不可避的に戦争をもたらす十字軍が実現されてはならない。フランス政府が軍需品の供給に関して模範を示したのはこのためである。すべての国がフランスの例に従うなら、非常に有効となるであろう。」つまり内政不干涉の原理と戦争の危険を回避したい願いによつて、武器の禁輸を決議したというのである。この演説には八月一日の第二決議にあるような独伊への警告は見られない。ただ不干涉への強烈な意志があるのみである。この日フランスの中立を主張しはしたが第二決議を重視し、「行動の自由」⁽¹⁶⁾を発言したのは國務次官のマルクス・ドルモワ（社会党）であり、政府の不一致はドイツ紙の注目を集めていた。⁽¹⁶⁾しかしフランス政府は八日に再度「模範」を示すことになるであろう。

両院の外交委員会はデルボスの掩護射撃に努めた。五日下院外交委員会が開かれ、発言した委員は社共の二名の委員を除き、不干涉の原理を維持することに賛成を表明した。⁽¹⁷⁾七日の上院外交委員会では、委員長が外相とスペイン問題でかわした対話の内容を報告し、委員会は満場一致で外相に謝意を表明していた。⁽¹⁸⁾この後も両院の外交委員長は外相と接触し、委員会のこのような見解を伝えたのである。⁽¹⁹⁾

八月七日には二つの事件が起きている。一つはパリ駐在イギリス大使の働きかけ、他の一つは内閣会議 Conseil de cabinet の召集である。この日デルボスはイギリス大使ジョージ・クラーク George Clerk と会見していた。この会見は従来、イギリス政府から圧力が加えられた第三の場合とされていたものである。クラーク大使はフランスがスペイ

ンへ軍需品を供給することから仏独戦争が生じて、イギリスはロカルノ条約に基づくフランスに援助を与える義務を解除されたものとみなすと最後通牒をつきつけたと言っているのである。しかし公開されたヨーロッパ課の覚書に見る限り、そのような事実はない。それによればスペイン問題については、クラーク大使は反徒への共感を隠さなかったが、デルボスに不干渉協定の早期締結と武器の供給禁止を述べたにとどまるのである。⁽²⁰⁾クラークの発言は既に声明されたイギリス政府の立場の再提示であった。

この会見についてクラーク自身は次の報告を本省に送っている。「わたしがデルボス氏に語ったすべてのことは全く個人的でわたし自身の責任でなされた。わたしは状況が重大であると感じたので、フランス政府を一方の側に関与させ、英仏両国の緊密な協調を困難にする行為の危険さをかれの前に提示せねばならないと思った。デルボス氏はわたしに感謝し、かれとかれの同僚は、両国政府ができる限り緊密に行動する以外何も望まないと述べた。……わたしは訓令なしに外相と語った責任を悟っている。しかしわたしは政府内の過激派がブルム氏に圧力をかけていると信ずる理由を持っているし、わたしはわたしが述べたことが穏健でまじめな分子の手の内を強くするかもしれないと確信している。⁽²¹⁾」以上のようなクラークの働きかけは、たとえそれが個人的資格でなされたにせよ、不干渉を望むイギリスの見解を確実に外相に伝える役割を果たしたと言いうる。この意味でデルボスの「手の内を強くする」のに役立つことであろう。クラークの働きかけは慎重な圧力と言えないこともない。

しかしデルボスの考えはイギリス大使の働きかけがある前に、既に決まっていたことは前述した通りである。しかもこの働きかけがケー・ドルシーの高官の要請によってなされたのであるとすれば、圧力説を云々することは最早でなくなる。エドワーズはイギリス外務次官補アレクサンダー・カドガン Alexander Cadogan とパリ駐在イギリス代理大使ヒュー・ロイド・トーマス Hugh Lloyd Thomas との通信を紹介している。トーマスは八月一日次の報告を

送り、クラークの行動の起源についてかれの見解を記していた。それによれば、ケー・ドルセーのバルジユトン政治通商局長は、七日朝パリのイギリス大使館を訪れ、「デルボス、ショータン、その他より理性的閣僚の立場はとも心もとないので、デルボスの手を強化するためにイギリスが何事かをなすなら非常に歓迎すべきことである」と述べた⁽²²⁾というのである。クラークとデルボスの会見は、この日の午後に行なわれたのであった。バルジユトン局長の働きかけがかれの個人的意志によるものか、ある大臣の意向によるものかは不明である。筆者はこの時期の切迫した仏英外交交渉に窺えるフランス側の焦りを考慮するなら、バルジユトンの働きかけはおおいにありうることだと考えている。

ともあれデルボスはクラークとの会見から、バレアレス、カナリア群島への独伊の進出の危険性についての見解を仏英両国の外務省が共有することを⁽²³⁾知って、一層不干涉を確信したことであろう。これら群島の戦略上の問題については二日前、ダルラン使節がイギリス海軍本部の説得に失敗した事柄であっただけに、デルボスは手の内が強化されるのを感じたと思われる。のちにデルボスはクラークの働きかけで、八月八日に決定された政策がイギリス政府の強い関心と調和すると確信しえた⁽²⁴⁾と述べている。クラークの働きかけは、圧力としてではなくデルボスの既定方針の強壮促進剤として機能したのである。内閣会議が開かれたのは、クラークの働きかけがあったあとであった。

内閣会議の召集は午後四時三〇分頃、急に決められた⁽²⁵⁾。開会したのは午後六時で、討議は一〇時まで続けられた。中心的議題はスペイン問題であった。対外問題の決定は閣僚会議でなされる慣例であるという理由で、この日コミュニケは発表されなかった。閣僚会議は翌日開かれる予定であった。しかし決定は既になされており、「八日は単に内閣会議の諸決定を批准したのみ⁽²⁶⁾」であった。会議では援助派のコット空相は独伊による反徒への援助に鑑み、軍需品がスペイン政府に引渡されることを主張し続けた。しかしデルボスとガラディエはフランスの不干涉提案がスペイン紛争を局地化する希望を有するなら、フランスは不干涉の模範を他国に示すことが本質的であると主張した。外相と陸

相は不干渉政策が採択されないなら、辞任すると発言しさえした⁽²⁷⁾。外相の眼中には厳格な中立、完全な不干渉しかなかったのである。

翌八日午後四時に閣僚会議が開かれた⁽²⁸⁾。閉会したのは八時過ぎである。デルボス外相はスペイン問題に時間をさいた。外相は七月二五日と八月一日の決議を想起させたあと、次のように外交交渉の経過を述べた。スペインの両陣営に与えられる支持が国家間の競争を生み、平和に脅威をもたらすと確信したので、フランス政府は八月五日と六日、イギリス政府の支持をえて新たなイニシアチヴをとった。政府はすべての関係国に不干渉の共同ルールをめざす協定草案を提出した。この協定草案について、今日まで政府に届けられた殆ど一致した好意的回答は、解決が近いことを予想させるものである。このような外相の主張に基づき、政府は「自己の例が模倣されるといふ希望をもって」スペイン向けの武器の輸出を例外なく禁止する決定をしたのである。この決議は九日に、在外フランス外交団および税関に伝えられた⁽²⁹⁾。この決議は七月二五日の決議より一段と厳しく、民間機をも含む禁輸政策を意味した。かくてブルム内閣は一方的不干渉に踏み切ったのである。

ところで閣議でのデルボスの主張とは裏腹に、不干渉協定の実現に向けた外交交渉は進捗していなかった。独伊の回答は、決して協定の早期締結に希望をもたせるものではなかった⁽³⁰⁾。ヒトラールとムツソリーニがフランスの例に従うという保証はどこにもなかった。ブルムも認めるようにただ「模範を示すことで他国の名誉感情を刺激⁽³¹⁾」するのを期待する以外なかったのである。それなのになぜブルム内閣は一方的不干渉を急いだのであろうか。八月一日の第二決議は国際協定が実現するまで、フランス政府に「評価の自由」を留保させたはずである。「評価の自由」は一週間と続かなかつた。この一週間、外相とケー・ドルセーは不干渉の共同ルールの採択に向けて外交活動を精力的に展開してきた。このようなケー・ドルセーにとって八月一日の形式的な第二決議を撤回し、七月二五日の決議を再びあげる

ことは、フランスがイニシアチヴをとった不干涉協定を成功させるために不可欠となっていた。この方策はフランスへの独伊の疑惑を晴らし、ヨーロッパ戦争を避け、仏英連帯を確保し、倒閣を防ぐ道でもあった。このような論理の帰結が八・八決議であったわけである。

コット空相は八日の閣議でも不干涉派は少数であったと記している。援助派はそれより多かつた⁽³²⁾。しかし態度未定の多数の閣僚を動かしたのは、援助派の論理ではなくて不干涉派の論理であった。不干涉派の代表である外相が強く主張したのは、仏英協調はフランスの安全の要であり仏英連帯によって紛争の拡大を防ぐ政策こそフランスのとりべき政策であるというものであった。フランスの安全の根幹に係わる問題には援助派も反論できなかったのである。それに援助派もこの時点までに約五〇機の飛行機をスペインへひそかに送っており、フランスには最早供給可能な飛行機は残っていなかったという技術的理由もあつた⁽³³⁾。しかし何と言つても外相の主張が受け入れられたのは、かれの主張する政策がフランス外交の機軸に沿い、紛争を局地化し、フランスの安全を保証するものであつたからである。なお八・八決議が民間機にまで禁輸を拡大したのは、スペイン在留フランス人の救助に向かつたフランス機がスペイン政府によって徴発され、軍用機として転用された事件があつた⁽³⁴⁾が、それを避けあらぬ疑いを惹き起こさないためであると思われる。

ともあれブルムはルビコンを渡つた。ブルムにとって不干涉の決定は苦渋に満ちた選択であつた。しかし一度決定がなされるや、かれはためらうことなく不干涉政策を擁護するであろう⁽³⁵⁾。

(1) *Le Temps*, 3 août 1936, p.1., *D. D. F.*, No. 56, pp. 97-98.

(2) *D. D. F.*, No. 66, p. 107.

- (3) *Le Temps*, 2 août 1936, p. 8.
- (4) *D. D. F.*, Nos. 69, 74, 78, 83, pp. 111-112, 117, 120, 126.
- (5) *Le Temps*, 5 août, p. 8., *D. D. F.*, No. 77, pp. 119-120. 脚注たつこの注文か不明であるが、八月三日と四日、外務省はスペインへの飛行機の輸出を許可したと記されている。これらの飛行機は非武装のようである。
- (6) 援助の実態について Pierre Cot, *Le procès*, *op. cit.*, pp. 332-334., *L'Œuvre de Léon Blum*, t.IV-2, pp. 378-379., J. Moch, *Rencontres avec Léon Blum*, *op. cit.*, pp. 198-199., D. W. Pike, *Les Français et la guerre d'Espagne*, *op. cit.*, pp. 102-104. について詳し。
- (7) Jill Edwards, *The British Government and the Spanish Civil War*, *op. cit.*, p. 20.
- (8) Cameron, Alexis Saint-Léger Léger, *op. cit.*, 391. 駐仏アメリカ大使ストラウスは七月三十一日の朝、ケー・テルセーでフランス政府が英伊両国に不干渉提案をするであろうと告げられたと國務長官に報告している。 *F. R. U. S.*, *op. cit.*, No. 696, pp. 450-452.
- (9) *D. D. F.*, No. 73, p. 116.
- (10) 以上 Colton, *Léon Blum*, *op. cit.*, p. 247.
- (11) 以上 *L'Œuvre de Léon Blum*, t.IV-2, pp. 376-377.
- (12) *D. D. F.*, No. 87, pp. 130-133.
- (13) *L'Œuvre de Léon Blum*, t.IV-2, p. 378. ブルムが辞任の誘惑にかられたのもこの頃である。ブルムはスペイン共和派の慰留によつて政権にとどまらされたのであった。 Moch, *op. cit.*, pp. 207-208., *Témoignage de M. Jimenez de Asua*, in *Léon Blum chef de gouvernement*, *op. cit.*, pp. 410-411.

- (14) *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-2, p. 378.
- (15) P. Cot, *Le procès*, *op. cit.*, p. 313. 「トゥールーズ派」のモーリス・サローはデルボスよりコットに近かった。しかしモーリス・サローは動揺しつつも外相を支持し不干涉を擁護した。デルボスも心強さを感じたことであろう。cf., Lerner, *La Dépeche* t. II, pp. 930-935.
- (16) 以上デルボスとゲルモフについて *Le Temps*, 4 août 1936, p. 4., *D.D.F.*, No. 79, p. 121.
- (17) *Le Temps*, 7 août 1936, p. 2.
- (18) *Le Temps*, 9 août, p. 4.
- (19) *Le Temps*, 10 août, p. 2. コットは両院の外交委員長は「完全な不干涉と中立」のために外相に働きかけたと述べている。Cot, *Le procès*, p. 316.
- (20) *D. D. F.*, No. 108, pp. 158-159.
- (21) Dreifort, *Yvon Delbos*, *op. cit.*, p. 47; Edwards, *op. cit.*, p. 25. 第三の圧力問題にイギリス側からアプローチしたエドワーズは、興味ある分析を提出している。本稿はその分析に負うところ大である。
- (22) *Ibid.*, p. 26.
- (23) *D. D. F.*, No. 108, p. 159.
- (24) *D. D. F.*, No. 111, p. 162.
- (25) *Le Temps*, 9 août, p. 4.
- (26) Jules Moch, *Rencontres avec Léon Blum*, *op. cit.*, p. 199. ブルムも不干涉の原理が決定されたのは八月七日であったと三九年三月に述べている。 *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-1, p. 416.

- (27) *Foreign Relations of the United States* (F. R. U. S.), *op. cit.*, No. 738, p. 477., Moch, *op. cit.*, p. 207. ブルムは三九年三月に次のように語っている。八・七決議をあげさせた決定因の一つは、ダラディエら急進党大臣の不干渉を支持する意見であったと。
L'Œuvre de Léon Blum, t. IV-1, p. 416.
- (28) *Le Temps*, 10 août, p. 2.
- (29) *D. D. F.*, Nos. 111-112, pp. 162-163.
- (30) *D. D. F.*, Nos. 70, 81, 90, 92-94, 103-104., *D. G. F. P.*, Nos. 29, 32, 34, 35.
- (31) *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-1, p. 392.
- (32) *Cot, Le procès*, p. 317. モックは武器供給問題について、各大臣の態度を明らかにしている。引渡しに賛成であったのはモーリス・ヴィオレット國務相、オリオール蔵相、サラングロ内相、モーリス・ムーテ植民地相、コット空相、ジャン・ゼー文相、その他四名の國務次官とモック、引渡しに反対であったのはショータン國務相、デルボス外相、ダラディエ陸相、シャルル・スピナス經濟相、アルベール・リヴィエール年金相、シオルジュ・モネ農相、アルベール・ブドゥース公共事業相らがいた。残りの一八名が態度未定であった。注意すべきことは問題の重要性ゆえに、このような見解の相違も一度決定がなされるや、閣内の友好を損なうことはなかったということである。Moch, *op. cit.*, p. 200.
- (33) これらの飛行機の引渡しについてはブルムも承知していた。最後の飛行機がフランスを飛び立つのを確認してから、八月七日の閣議は不干渉の結論を出したのだから。 *Ibid.*, pp. 198-199., Blumel, *La non-intervention en Espagne*, in Lefranc, *Histoire du front populaire*, p. 497., *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-2, pp. 378-379.
- (34) *F. R. U. S.*, No. 720, p. 465., *Le Temps*, 5 août 1936, p. 8., 6 août, p. 2.
- (35) ブルムが積極的に不干渉を擁護した理由として次の二つが考えられる。一つは不干渉のみが平和を保証するという信念が存した

からである。他の一つはスペイン共和派が辞意を漏らしたブルムを慰留したことによって、ブルムは道義的に不干涉を免罪されたと感じたからである。

(四) 第四期 八月九日以降

不干涉協定をめぐる外交交渉は遅延しつつも結実していった。八月五日、マシグリが起草した不干涉の国際協定草案は、主要国に送られ、一五日、まづ仏英共同宣言となって日の目を見た。イタリアは二一日に、ソ連は二三日に、ドイツは二四日にそれぞれ不干涉協定に調印し、九月九日にロンドンで第一回不干涉委員会が開かれるにいたるのである。

この間ブルムは「スペインに飛行機を」、「起て、ブルム」という社共ミリタンの叫喚と直面していた。ブルムはこれらの叫び声に対し、ヨーロッパを戦争の夢魔から覚醒させ、平和なヨーロッパを築くことを訴え続けた。不干涉こそが戦争の淵からフランスを、ヨーロッパを救ったのであるといふかれの主張は、幾度も繰り返される基本命題となる。八月から九月にかけて、社共ミリタンを説得することが首相に与えられた仕事であった。八月九日、サンクトル―Saint-Cloud公園で平和集會が開かれた。この集會は九月初めにブリュッセルで開かれる予定の平和を求める世界大會に向けたフランス国内集會であった。前日には、人民連合全国委員会によるスペイン人民支援集會が組織されていた。この平和集會でも首相は「スペインに武器を」の叫び声で迎えられたが、ブルムは次のように平和の意思を披瀝した。かれは大国が孤立することに戦争の脅威が世界で増しており、現在のヨーロッパはさながら紛争の火薬庫であると診断したあとで、抽象的ではあるが処方箋を提出した。「平和の意思は国際秩序」とならねばならない。「平和を望むことは国際的な危機の淵」ですら、「平和のあらゆる手段を望むこと」であり「あらゆる障害、あらゆる危難

に対して平和を望むこと」であると訴えた。そして平和の機構たる国際連盟が一〇カ月前に打撃を蒙ったのは、力量不足からではなくて連合の力不足からであると述べ、国際的精神、国際連帯の重要性を主張したのである。⁽¹⁾この集会でブルムは直接、不干渉政策については語っていないが、この演説が絶妙な不干渉擁護論となっていることは自明である。不干渉は戦争を避け、平和を維持し、大国を孤立化させず、国際連帯を保つ手段であると聴衆に印象づけることが可能であったからである。

ブルムのライトモチーフは、単に平和を欲するだけでは不十分であり積極的に「平和を組織すること」というものであった。この考えは八月下旬のトレーズ共産党書記長への首相の返書にも記されていたが、最も明瞭に示されたのは九月六日のリュナ⁽²⁾・パルク Luna-Park 演説である。この日、社会党セーヌ県連は第三共和政記念集会を挙行了。ブルムはミリタンに政府のスペイン政策を説明する場として、この集会を利用したのである。この日の演説を境として党内でのブルム批判は鎮静化し、ブルムは左派を除き、不干渉政策への支持を取りつけることに成功するのである。不干渉政策の支持という点でいわば世論レヴェルでの分水嶺となったこの演説の中で、ブルムは以下のことをミリタンに語った。⁽³⁾普通選挙から生まれた合法的なスペイン共和政府への想いという点では、諸君と心を同じくするが、国際法は諸刃の剣であり、正統政府だけではなく、反徒も「事実上の政府」として承認されるや武器引渡しを受けることが認められる。武器の供給競争は軍備競争をもたらし、ヨーロッパを危機に晒すことは明白である。従ってスペインの救済と平和の救済とを同時に保証する唯一の解決策は、不干渉の国際協定である。諸君から非難されている政府のこの行動こそが、ヨーロッパを全面的動乱から救ったのである。他国が協定を侵犯しない限り、政府は現在の立場を放棄しない。⁽⁴⁾「わたしは政権の座にある限り、いや、生の最後の一瞬まで戦争の回避に尽力するつもりである。」この演説は聴衆に感銘を与え、最後には「ブルム万歳」の声があげられた。戦争の回避と平和の維持を国際法の論理

から説いたブルムの主張は、ケー・ドルセーの論理と同一であった。一月にはジョレスを引用しつつブルムは「革命的なのは戦争ではなくて、平和こそ革命的なのである」と叫ぶにいたっている⁽⁵⁾。

外相デルボスも九月一三日、平和の維持を訴えていた⁽⁶⁾。これまでの外相の主張と同じく仏・英・ベルギーの民主主義国の連帯、内政不干渉の原理を掲げたあと、不干渉政策について説明を加えた。外相は不干渉を決議するにいたった三つの理由を述べた。第一に介入政策が戦争を導くおそれがあったこと、第二に武器援助の点ではフランスは独伊に比べ劣勢であること、第三に友好的国民(イギリス)が介入政策を承認せず、介入から生じるであろう結果を前にしてフランスに従わないことがわかっていたからである。だからこそ「われわれはイニシアチヴをとり、破局の拡大を阻止すべく努めた」のである。ここで注目しに値することは、外相が初めてイギリスに言及したことである。この発言はのちにイギリスの圧力を示唆するものとして受けとられたが、既に検討してきたように「イギリスの圧力」と呼ぶようなものは存在しなかった。従って外相の発言は、イギリスの責任を暗示することで国内の反対を宥和せんとする性質のものであったと思われる。

さてブルム内閣は一二月に第二の山場を迎えた。四日と五日、政府の外交政策をめぐる下院本会議が開かれたのである⁽⁷⁾。政府の外交政策は賛成三五〇票、反対一七一票、棄権七八票で信任された。共産党の七二名は政府のスペイン政策に反対して棄権に回った。トレーズは「われわれが反対票を投じないのはただ人民戦線の団結の配慮によるのみ⁽⁸⁾」だと説明していた。人民戦線諸政党が採決で割れたのは初めてであった。首相と外相は共産党の批判に対していかにして不干渉を弁明したのであろうか。四日にまづ外相が政府の立場を表明していた⁽⁹⁾。デルボスは「ヨーロッパの平和の要」である仏英友好を確認したあと、スペイン問題に言及した。武器弾薬の供給競争が内戦に油を注ぎ、内戦を長期化し、ヨーロッパを敵対するブロックに分かつことをわれわれは望まなかった。だからこそ八月八日に不干

渉政策を決議したのである。われわれを批判する人々も同じ情報と同じ責任をもってわれわれの地位に着くなら、われわれと同様に行動したであろうと共産党を批判した。

翌日ブルムは外相との完全な一致を宣言して述べた⁽¹⁰⁾。首相は初めに二つの外交原則を提示した。フランスの外交政策はフランスの利益と平和の利益を第一義とし、フランスの平和がヨーロッパの平和と不可分であるとの確信に基づく。そしてスペイン問題に言及するのである。首相はスペインに友好的政府が存在することの意義を確信し、不干渉 non-immixtion が期待した成果をあげていないことを認めたとうえで、共産党に反論した。反徒の勝利を阻止するには、共産党の言う通商の自由を回復することだけでは不十分であり、政府的規模で支援する必要がある。しかしこの政策の論理的帰結は明白である。不干渉政策は少くともこの危険を緩和しうる。事実八月に、ヨーロッパは戦争の瀬戸際にあった。ヨーロッパが戦争から救われたのは、フランスのイニシアチヴのおかげである。われわれは平和のためになんとかしないより、多くする方を好むものである。かく語ってブルムは共産党を除く全与党が提出した政府支持の議事日程に、信任問題を付け加えた (l'ordre du jour de confiance)。ブルムがこの日の決議を重視していることの現われである。採決の結果、ブルム内閣は三五〇票の支持を得て信任され、スペイン問題の大きな山を乗り越えたのである。

(1) 以上 *Le Temps*, 10 août 1936, p. 1, p. 6, 11 août, p. 3.

(2) *Le Temps*, 27 août, p. 8, 28 août, p. 3, 29 août, p. 1, Lefranc, *Histoire du front populaire*, op. cit., pp. 193-194.

(3) *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-1, pp. 387-396. なおこの演説はジャン・ブラデル『スペインに武器を』吉田八重子訳(鹿野社、一

九七四年)の中に参考資料として訳出されている。集会の雰囲気は A. Werth, *The Destiny of France*, op. cit., pp. 385-388. 詳

しい。ブルムは名ざしこそしなかったが、この演説の中で共産党を批判した。

- (4) しかし独伊による協定侵犯が明らかになっても、ブルム政府は不干涉を再考しなかった。
- (5) *L'Œuvre de Léon Blum*, t.IV-1, pp. 375-376.
- (6) *Le Temps*, 14 septembre 1936, p. 6.
- (7) *Journal Officiel, Chambre des Députés*, 2^e séance du 4 décembre 1936, pp. 3318-3336, séance du 5 décembre 1936, pp. 3339-3378. ナト J. O. の略記。
- (8) *J. O.*, 2^e séance du 5 décembre 1936, p. 3368. デュクロも「反対投票すべきところだが人民戦線」を考慮し棄権すると発言している (Ibid., pp. 3373-3374.)。
- (9) *J. O.*, 2^e séance du 4 décembre 1936, pp. 3327-3331.
- (10) *J. O.*, 2^e séance du 5 décembre 1936, pp. 3370-3372.

四 おわりに

結論として不干涉政策の起源と背景について総括を試みよう。不干涉のクロノロジーが明らかにしていることは、不干涉政策の起源はやはりフランスであったことである。イギリス政府が直接フランス側に、不干涉を採択させ、不干涉協定を提議するよう働きかけた事実はない。ブルム内閣が結果的にイギリスと歩調を合わせたのは、フランス政府とケー・ドルセーの官僚の間に、フランスの安全とヨーロッパの平和の要は仏英協調であるとの「共有されたイメ

「⁽¹⁾ジ群」が存在したからである。このことは裏返せばフランスには独力でドイツに対抗できない事情、自己の安全を確保しえない事情があることを意味している。つまりフランスは人的資源、工業生産力の点でドイツに劣るという認識が存在したのである。このような弱点が仏英協調の外交路線を生んだのである。つまり外圧によってではなく、内圧によってフランス政府は不干渉を決議したのであった。

それでは内圧とは具体的に何であったのか検討しよう。不干渉を決議した理由として八月九日以降、首相と外相が展開した論理は平和主義の論理であった。それは不干渉はヨーロッパから戦争の危険を退け、平和を確保する手段であったと正当化する論理であった。しかし七月から八月にかけて政府が考慮した理由は、高邁な平和主義だけではなかつた。第二章で明らかにしたように、ブルをとりまく環境は、議会、外務省、軍部はもとより社会党員をも含む内閣の一部も皆、不干渉に傾いていた。それを押して武器引渡しを強行すれば、ブルム内閣は誕生して二カ月で倒れたことであろう。社会党、共産党、それに援助に賛成する急進党と社会共和連合 Union Socialiste et Républicaine の一部を糾合しても、議会で過半数を得ることはできないからである。主要な社会・経済法案を通過させたとして、ブルムは抗議の辞任を考へもしたが、後継する急進党政府が、スペイン共和派にとって不利であることは明白であった。従つて第二党たる急進党の支持を得られる政策が必要とされた。またフランス外交の基本枠組という点からも、北アフリカやフランス領モロッコにおける権益が脅かされない限り、スペインよりイギリスが重要であり、⁽²⁾イギリスの友好を損なわないことが中心に据えられねばならなかつた。かかる外的拘束因は、調停者であり平和主義者であるブルムの個人的資質によって強化された。ブルムには十分な行動の自由はなかつたのである。

以上のことから八月上旬の時点で、武器の引渡しを断念した理由を整理すれば次のようになるであろう。

(一) 議会、外務省、それに与党の多くをも含む反対。

- (二) イギリス政府の否定的反応。
- (三) 人民戦線の維持存続。
- (四) 仏英協調の外交路線。

つまりブルム内閣に残されたスペイン政策の選択肢は、不干渉しかなかったのである。従ってある意味で不干渉協定の提議は、制約された状況にあつて、独伊にも不干渉を強要することで、ブルム内閣の守勢を攻勢に変えうる戦術であつたと評価しうるのである。⁽³⁾ もっとも独伊の政府も協定を誠実に遵守するならばという条件付きではあるが。

不干渉政策は確かにエチオピア戦争で悪化した仏英関係を修復する役割を果たした。三六年一二月初めには、両国の関係は緊密かつ友愛的であり「これほど良好な時期」はないと、外相が互いに確認しあう状態となつていた。⁽⁴⁾ それだけにフランス政府は独伊の協定侵犯に直面しても、不干渉を再考することを自らに禁じてゆくのである。不干渉協定によつてスペイン内戦というパンドラの箱を閉じたとき、ブルム内閣に残された希望は分裂の回避と仏英協調の強化であつた。不干渉政策はブルム内閣の外交が、イデオロギー的選好にではなくて「国益」に従つたことの典型的な例であつた。⁽⁵⁾

(1) モートン・H・ハルペリン『アメリカ外交と官僚』山岡清二訳(サイマル出版社、一九七八年)一一一―一五頁。

(2) 以上のことは一九三七年一月にドイツ軍がスペイン領モロッコに上陸するときのフランス政府の強硬態度(C. Breen, *La droite française et la guerre d'Espagne* pp. 112-115.)と元外相ポール・ボンクールPaul Boncourの外務省は共和スペインとフランスとの関係を重要視しなかつたという証言(J. Paul-Boncour, *Entre deux guerres*, t. III 1935-1940, Paris, 1946, p. 72.)に示されている。

(3) アンドレ・ブリュメルは不干涉の目的は「われわれ自身が実行しえない介入を他者にも禁ずる試み」であると記している (Blumel, *La non-intervention en Espagne*, in Lefranc, *Histoire du front populaire*, p. 498.) 援助派の頭目コット空相のものに「ブルムが不干涉以外の行動をとりえなかつたことに同意した (Léon Blum chef de gouvernement, p. 369.)。一方外務省のルネ・マシグリは不干涉は「戦争を避けたい人々の政策」であったが、その成功に「幻想を抱いてなかつた」と語っている (*Ibid.*, p. 362., Dreifort, *Yvon Delbos at the Quai d'Orsay*, *op. cit.*, p. 54.)。ブルムは一九四五年に不干涉のイニシアチヴをとつたのは独伊の援助を妨げなかつたからであり、不干涉は平和を保持しつつスペイン共和国を救う試みであつたと述べている。L'Œuvre de Léon Blum, t.IV -1, pp. 417-418.

(4) *Le Temps*, 7 novembre 1936, p. 1., 6 décembre 1936, p. 3. Anthony Eden, *Foreign Affairs* (London, 1939), pp. 166-167, 175-176. このとき侵略された場合には軍事的に協力しあうことも再確認していたのである。このような仏英協調は軍事面だけでなく経済面でも見られた。三六年九月末の通貨安定に関する仏・英・米三国共同声明がそれである。

(5) ここで不干涉政策の決定に経済問題がどの程度、影響を与えたのか検討してみたい。周知のようにイギリスの対スペイン政策の決定に際しては、過去のスペインへの投資や交易関係といった経済的要因がスペインの地政学的重要性の考慮と並んでかなりのウエートを占めた (Cf. J. Edwards, *The British Government and the Spanish Civil War*, *op. cit.*, pp. 64-100.)。しかるにフランスの場合には経済的要因は第一義的重要性を与えられなかつた。三六年の七月下旬から八月月上旬にかけて、フランス政府が経済的観点から不干涉を論じた様子はない。ケー・ドルセーでは当然経済問題は検討されたであろうが、公表された外交文書集にはそれを示す公文書はない。本文で論じたようにフランスの決定に際しては政治的外交的戦略的観点が優位を占めたのである。筆者はその理由として次の二つを考えている。第一にスペイン内戦はフランスにとってただちに武器引渡し問題として争点化したために、経済的アプローチは影が薄くなつたのである。ケー・ドルセーも武器輸出の認可権を持つていたがために、武器引渡し問題が優先

され経済的考慮は二次的とならざるをえなかつたと言える。第二にフランスは隣国といえどもスペインへの経済的関与の点でイギリスより低かつたのである。例えばスペインへの投資額はイギリスが全体の二〇%を占めるのに対してフランスは一四%であり、貿易についてもスペインがフランスから輸入するのは全体の一二% (イギリスからは二二%) であり、スペインがフランスへ輸出するのも全体の一二% (イギリスへの輸出は四三%) である。もつとも経済的通商的観点からしても中立政策がベターな政策であることは言うをまたない。在外フランス資産の安全を確保するためにも、また鉄鉱石や黄鉄鉱といった天然資源をフランスはスペインに依存 (フランスが輸入する鉄鉱石の三割とイギリスがスペインから輸入する一倍半の黄鉄鉱をフランスは輸入) していることから、どの陣営が勝利しても危難のない道を選ばねばならないからである。つまり主要に政治的外交的理由から決議した不干渉政策は経済的理由からも正当化されるものであったがゆえに、フランス政府はわざわざ経済問題を議論しなかつたものと思われる。引用した数字については H. Thomas, *The Spanish Civil War*, third ed. p. 335., *Survey of International Affairs*, 1937 vol. II p. 170., Edwards, *op. cit.*, p. 83., p. 94.

(一九八二年一〇月脱稿)

付記 本稿の執筆に当り、平瀬徹也東京女子大学教授、平井友義大阪市大学教授、田中正人愛知県立大助教授より貴重な御蔵書を利用させていただいた。記して謝意を表したい。

追記 お詫びと訂正。前号の『香川法学』に誤字と脱字がありました。

(1) 一二四頁、憶息↓憶測。(2) 一四〇頁、五月一日↓五月一五日。(3) 一七一頁、リョーテイ↓リョーテイ。